

《請願書》

市内の教育機関等におけるマスク着用の選択制
及び黙食指導の撤廃に関する請願

紹介議員（署名又は記名押印）

中村 匡志

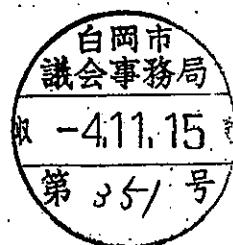
石原 富子

遠藤 誠

細井 公

石渡 征浩

関口 昌男



件名 市内の教育機関等におけるマスク着用の選択制及び黙食指導の撤廃に関する請願

要旨 市内の教育機関等（幼稚園、小学校及び中学校並びに保育園をいいます。）における感染症対策が児童生徒に対する人権侵害となることのないよう、児童生徒のマスク着用を選択制とするとともに、児童生徒に対する黙食指導を撤廃すべきことを請願いたします。

理由 いわゆるコロナ禍と言われる状態になってから3年余りが経過し、その間、教育機関等の児童生徒は、様々なイベントが自粛となる等、学校生活（教育機関等における生活をいいます。）全般で多くの制限を受けています。

全国的に子どもの不登校・自殺者数は過去最多を記録しており、学校生活や教育活動の中で感染拡大防止策としてとられてきたはずの対策が、かえって健康や発育・発達に悪影響を与えていたとも言われています。

埼玉県在住の教育機関等の保護者を対象としたアンケートでは、「保育園や小中学校で様々な理由でマスクが着用できない子どもの人権は守られていると感じますか？」との質問に対して80パーセント以上が「守られていない」と回答し、また、「給食中の感染症対策において子どもの人権は守られていると感じますか？」との質問に対しては85パーセント以上が「守られていないと感じる」と回答しました。

令和4年6月22日に公布されたこども基本法では、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が基本理念とされております。また、子どもの権利条約においても、「子どもに関することが行われる時は、『その子どもにとって最もよいこと』（子どもの最善の利益）を第一に考えること」が一般原則とされております。

子どもの最善の利益を尊重するためには、感染症予防に偏りすぎることなく、児童生徒の健全な成長・発達及び学習環境の確保とのバランスを図ることが必要と考えます。また、児童生徒及びその保護者の中には多様な意見があることを認めることも必要と考えます。

よって、以下の事項を市長及び教育委員会に求め、市議会に請願いたします。

1. 児童生徒のマスク着用の選択制

① 教育機関等は、身体的、精神的又は発達上の理由によりマスクを着用できない児童生徒がいること、及び、常時マスクを着用することに対し不安、不快又は不調を感じ、それにより学校生活に支障を来している児童生徒がいることを、児童生徒及びその保護者へ対し周知すること。

② 教育機関等におけるマスクの着用については選択制とし、教育機関等は、教員並びに児童生徒及びその保護者が、互いの意思を尊重しあえるよう周知すること。

③ 市（教育委員会を含む。）は、①及び②の事項を各教育機関等に通知するとともに、保護者に対しても、児童生徒本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることができないよう、丁寧な周知徹底をすること。

2. 児童生徒に対する黙食指導の撤廃

各教育機関等は、学校給食法において学校給食が「明るい社交性及び協同の精神を養うこと」を目的としていることを踏まえ、文部科学省の衛生管理マニュアルに記載のない過度の感染症対策により「子どもの最善の利益」を損なうことのないよう、給食時には自由に会話ができるよう黙食の指導は控えること。

地方自治法第124条の規定により、上述のとおり請願書を提出します。

令和4年11月15日

白岡市議會議長 江原浩之様

請願者代表

住所 白岡市 [REDACTED]

氏名 埼玉有志子どもの笑顔を守る会

白岡市代表 石川優美 [REDACTED] (外3名)

住 所	氏名（署名又は記名押印印）
白岡市 [REDACTED]	北野久代 [REDACTED]
白岡市 [REDACTED]	島田祐紀 [REDACTED]
さいたま市 [REDACTED]	見附由美 [REDACTED]